十条の二の六第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

信用金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	営業所等の所在地の変更	営業所等の名称の変更	営業所等の廃止	
一　設置した営業所等の名称 二　所在地 三　設置した営業所等で営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容 四　営業開始年月日	一　名称及び変更前の所在地 二　変更後の所在地 三　変更年月日	一　変更前の名称及び所在地 二　変更後の名称 三　変更年月日	一　廃止した営業所等の名称及び所在地 二　廃止年月日	